

1 計画の話をする前に 被害者と加害者

現在、被害者参加制度や被害者の情報秘匿制度など、司法手続きにおける被害者の権利が拡大している。それ自体を問題視するつもりはない。

しかしながら、現在、報道等において、被害者の「感情」ばかりが注目され、刑法における意思主義（故意＝あえて平たくいうが犯罪をする意図や重大な結果が起きる危険を認識してあえて行動する意思）がなければ犯罪とはならず、例外的に過失＝あえて平たくいうが常識人として果たすべき注意義務を果たさないことが処罰される）が置き忘れられ、犯罪による結果ばかりが注目されるようになり、例えば、過失致死、傷害致死、殺人の量刑の幅が接近しているし、とくに裁判員裁判においては、被害者の「感情」の影響か、適正な量刑（裁判員の判断が重すぎる）や責任能力への検討不十分により、破棄されている案件もあるように思われる。

海外で被害者参加を導入している国は、キリスト教国であり、被害者遺族の被害者に対する思いや加害者への感情が語られた後、最後に「しかし、被告人にも神の赦しを」「被告人が神の道に戻ることを」「私は被告人を赦します」といった言葉が発されることも多く、ときには、被害者、被害者遺族と被告人が抱擁する場面もあると聞いている。宗教なき我が国の被害者参加の法廷は、被害者の加害者への怨嗟やときには罵倒、そして重罰意見ばかりであることは珍しくなく、その結果、反省している被告人は、自分が生きる資格を失ったと思い、反省していない被告人は、感情的な反発のみで終わってしまう不幸をもたらす得るように思われる。また、仮釈放によって十分なケアが必要な者に対して、地方更生保護委員会が、被害者の意見を聴取することによって、その重罰を求める感情の吐露から、仮釈放期間が短くなり、十分なケアの効果が上げられないことも生じているように思われる。

被害者参加のあり方については、被害者がより裁判に積極的に関与するという面がもたらば検討されるが、被害者の精神面へのケア（被害者遺族に対してはグリーフケア）が十分に確保される制度を作った上で、法廷を単なる「感情」の発露の場としないような制度設計（とくに裁判員裁判においては）も考える必要がある。

また、警察や検察庁の報道へのブリーフィングでも、国民の感情をあおるような情報の提供はすべきではないし、犯罪報道がされたときに新聞の縮刷版でしか氏名がわからない時代であればともかく、現在のように、インターネットでの情報提供がされるようになった場合、裁判で違う事実が認定されたときに（無罪だけでなく、認定落ち、あるいは報道よりも犯情の悪質性が著しく低い場合もある）、加害者の名誉への侵害は取り返がつかない。少なくとも裁判が確定するまでの間は、加害者の実名報道は避けるべきである。被害者は、当初報道が「正しいもの」として読む。そして、被害者は、それと異なる事実認定がされると「不当だ」と考える。これは被害者にとって非常に不幸なことである。刑事裁判で証拠によって認定された事実が処罰の前提となるのだから、警察や検察庁が記者クラブやそこに所属する記者にリークをし、報道をさせるということ自体が問題視されるべきである。ただ、昔は「事件記者」などというドラマがあったが、独自取材のできる気概も

能力もないマスコミが一番問題なのかもしれない。

人は、被害者に共感することはできても、加害者に共感することは困難である。しかしながら、「全く共感に値しない人」が存在するとは思えない。この計画で問題となっている犯罪を繰り返す人も、何らかの長所を持っており、犯罪に至るまでには、能力の問題、家庭の問題、学校の問題、地域の問題等の様々な困難を抱えてきていたはずである。現在の報道や国会における審議等をみていると、そのような加害者への共感を持つことが、あたかも悪いことであるかのごとく取り扱われているように思われてならない。この点の発想の転換がなければ、真の意味で、犯罪をした人を社会に再包摂し、その立ち直りを支援していくことはできないだろう。この計画は、そういう視点が薄く、犯罪をした人を社会が監視する、という色彩が拭えないところに最大の問題がある。2年目を過ぎて、なお、この計画に関する政策を担当する人、とくに主管である法務省の人さえ、「犯罪をした人は自分とは関係ない人・違う人、本当は関係を持ちたくない人」という意識でいるように思われてならない。

以下は、計画に出てくる事項に関する検討が中心となるが、ほぼ、法務省の検討事項の順序に従っての検討となっている。

2 就労をめぐる問題

(1) 就職活動の連絡先を —— 住居と携帯電話を！

居住できる場所があるということは、就労できること的前提条件である。就労の前に、まず居住できる場所を確保する必要があるという認識に変えるべきだと思う（計画策定時にも1年目のときにも書いたが、私はこれが実現するまで何度でも書く）。

また、就労のためには、現在、携帯電話（電話またはメール）で就職先との連絡がつけられることが必須といってもいい。本計画策定の際、このような意見を述べたところ、法務省からは、「携帯電話は遊びにも使える」との回答があった。生活保護をもらって医療を受ける人もいれば、頑張っただけでそれを学びのために使う人もいる。法務省の考えは、「お金は遊びにも使えるから生活保護はバウチャーで」というのと同じように、対象者の自主性・自律性を考えないものであり、問題である。例えば、就労するまで、または3ヶ月は、公的機関がレンタル携帯を対象者に貸し出す、あるいは、対象者がレンタル携帯を借りる場合に費用助成をするといった制度も検討に値する。公的機関がレンタル契約を締結している場合は、対象者が連絡なく居なくなった等、遵守事項違反があったときの解約等も可能であり、携帯を持つことが遵守事項を守るインセンティブになり得る。とにかく、社会に出てきた人に電話連絡先を作ることは、就労の前提として必須であることを認識する必要がある。なお、以前、プリペイド携帯による支援について記載したが、現在、プリペイド携帯はほぼ絶滅してしまった。

なお、この点については、令和2年2月17日の読売新聞に取り上げられたのでこれを資料として添付する。

(2) 「職場定着率の悪さ」の原因究明を —— マッチングや職場自体の問題はないのか 法務省の報告は、職場への定着率の悪さを言う。しかし、その原因を考えているのか。 ただ単に最初に勤め始めたところに勤め続けさせることがいいことだと思っているので

あれば、それは明らかに誤りである。

職場に定着できない可能性としてまず考えられるのは、「就労した人が、その職場に合わなかった」ということである。刑務所では、再犯の可能性についてのアセスメントツールは作っているが、職業適性のアセスメントをしていることは稀（少年院では適性検査をすることもある）であるし、刑務所には境界域、軽度知的障害域の人が4割以上（CAPASによる）であり、そういう人は自己認識が過大で職業選択について夢想的であることも少なくないし、発達障害があると、刑務所の規則に従った単純な作業の繰り返しであれば「優等生」になり得るが、コミュニケーションを十分図る能力がない等の問題を抱えている。果たして当該職場で働けるだけの能力、体力等を有する人を、きちんとマッチングできていたのかを考える必要があるし、本人にやる気があっても、すぐに指示が理解できない問題が生じたときに指導・助言が可能なジョブコーチをつけるなどして、就労についての理解を深めさせ、手間と時間をかけて職場定着を図る必要がある場合もあるだろう。

次に、職場自体の問題である。協力雇用主については、その業者の評判等は必ずしも勘案されず、申し込んだ者全てが登録される、性善説にたっている。ある地域活動に熱心な保護司から「うちの近くの評判の悪い会社が協力雇用主になっているよ」と聞いたことがある。また、以前弁護した人から、協力雇用主のもとで働き始めたが、いざ正社員になるときに、当初示された条件と全く違う雇用契約なので辞めた、という話も聞いたことがある。半年以内に人が辞めた企業のいくつかは、「労働条件等が悪いために職場に定着できない」ところである可能性はないのか。法務省は、悩んでいる協力雇用主に対するアクセスは考えているようだが、現実には、罪を犯した人が働いている現場を見に行き、働いている正直な実感を聞くことを考える必要がある。国が就労を斡旋するならば、職場がブラックである可能性がないかどうかを責任をもって吟味する必要がある。協力雇用主から外してしまうと、企業のやる気等にもかかわるので、文字どおりの「ブラックリスト」を作るといっても考えてもよいのではないか。「職場定着支援」が、無理矢理、対象者を職場に縛り付けるものであってはならず、辞めたほうが良い職場からは撤退させるべきである。

法務省は、職場定着率を100%に近づけることを考えるよりも、マッチングや就労先に問題がないかをまず検討すべきであるし、刑務所にいるときに正式に就労させる、というのではなく、刑務所在中に、インターンシップなど、現実に関わる機会を与え、向き不向きを吟味した後に就労するような、時間をかけての、適切な場所への定着を考えるべきである。

(3) 農福連携で考えるべきこと

農福連携は非常に有効な取組みだとは思いますが、閉鎖的な地域であると、「前科者を来させるな」という動きが出てくる危険がある。まず、施設を作るのであれば、その地域に足繁く通い、罪を犯した人、例えば、試験観察中の少年のボランティア活動をそのような地域で行うなど、「この人たちが来るなら大丈夫だ」ということを見せることが大切である。場所選定に当たっては、少年院や刑務所で農業を行っており、地元との結びつきがあるような地域や、法務省職員の実家側（この記載は法務省職員に、近隣への理

解を求める動きをしてもらえることを期待している) など、理解を得やすいところを選ぶことも考える必要があるだろう。

また、既に存在する農福連携の施設に、自立準備ホーム等の形で協力をしていただき、犯罪をした人に、農業を体験してもらい、就農に結びつける等といったことも考える必要がある。農業を体験したことがない者は、地方出身者であっても少なくないので、就農することについてのイメージを持ってもらうことが大切である。

さらに、農業を行うのであれば、いかに付加価値をつけるか、例えば6次産業化(農産物の加工販売等も含めた展開)なども考える必要があるし、農薬や肥料の管理の危険性や難しさを考えると(農薬については自殺に用いることが可能であるなど、誤って用いたときの人体への直接の危険がある)、自然栽培(無農薬無肥料)を導入することも検討に値する。

(4) 就労を「試す機会」の拡大を

就労の「お試し」の拡大を考えるべきである。福岡県就労支援機構は、福岡県から痛くを受け、非行少年に関して、5日間の就労体験の提供と、1日当たり事業者に2000円、少年に4000円を支払う形での「立ち直り就労支援事業」を行っている。

<https://www.dropbox.com/s/jrmpdey20k2j1hh/%E7%AB%8B%E3%81%A1%E7%9B%B4%E3%82%8A%E5%B0%B1%E5%8A%B4%E6%94%AF%E6%8F%B4%E4%BA%8B%E6%A5%AD.pdf?dl=0>

正式に就労することは、少年にも受け入れる事業者にも不安がある場合があり、このように助走期間を設けて就労につなげるほうが、むしろ望ましい結果が出ることも多いのではないかと思われる。職場定着率の悪さのところでも書いたが、就労経験を十分に持たない者等について、いきなり正式に就職させようとする法務省の姿勢には問題があるのではないか。

(5) 支援している業者の体験談の共有を

福岡県は、就労支援機構への登録事業者数が多く、また、業種も多様である。野口義弘委員のように、現実に就労支援の実践をしている人が、就労支援機構等を引っ張っていることが大きいのだと思われる。「上の人が声をかけてきたからまあ登録するか」というのでは、一時的な登録だけになってしまい、いざというときに雇用しないとといった事業者もいるのではないのか。各地で、就労支援をしている人たちが、業界団体、経済団体等で体験談を披露し、自分もやろうという人を作っていくことが大切だと思われる。

(6) 住居まで準備させるのでは、雇用しようとする者へのハードルが高すぎる

将来、受刑する者を就労させようと考え、身元保証人となって、受刑中にも通信や面会を重ねて、就労の意欲を維持させ、社会復帰のために励まそうとする人がいる。しかし、身元保証人となると、帰住先調整の保護司が来て、住居の確保を求め(職親プロジェクトに参加した事業者が記した「おまえの親になった(草刈健太郎著 小学館集英社プロダクショ)」にもそのことが明示されている183~184ページ)、ときには同居する覚悟がなくて身元保証人をするのかという脅しのようなことを言われる(私は

現にある受刑者の身元保証人になっているときにそう言われた。アパートを借りることを検討していると言ったが、耳を貸してくれず、事務所では住めませんね、自宅はどこですか等と言われ頭にきた) ことがある。もちろん、雇用する者が住宅を確保できればいいが、仮釈放は、出所がいつになるかがわからない。現在のような不景気の世の中で、いつ出てくるか時期がわからない者のために、入居しないかもしれないアパートを借りて無駄な家賃を払うことができる企業がどれほどあるだろうか。ただでさえ前科・前歴のある者を雇用することで気が重い者に、住居や家具等まで負担させようとするから、皆、及び腰になって協力ができないのである。国の側で、雇うことを考えてくれている職場の側の自立準備ホーム等をあてがい、住居の確保をしたうえで、身元保証人となっている雇用をしようとする者、あるいは協力雇用主のもとに送り出すべきである。法務省の態度は、雇ってやろうと考えている協力雇用主等の厚意にどこまでも甘えようとしているという批判すらできると思う。

3 帰住先をめぐる問題

(1) 施設をもっと作る努力を

更生保護施設は全国で2392床しかない。自立準備ホームの形で民間の力をさらに仰いでいるが、国は4カ所の自立更生促進センターしか作れていない。国(保護局)は、これで敗北したと考えて諦めるのではなく、施設を作る努力を続けるべきである。少年院、少年鑑別所といった施設は、近隣の理解も比較的あり、様々な協力をしてくれている場合すらある。少年の収容者数が減っているというのであれば、その一画に、自立更生センター、あるいは地元で信頼を得ている更生保護法人等による更生保護施設の建設を考えることも考えられるのではないのか。矯正局と保護局の縦割りの問題もあるのかもしれないが、鑑別所に被収容者が少ないことを財務省から問題視されているのだから、敷地の別な利用を考えればいいと思われるし、少年院や刑務所を閉鎖する際に、ただ閉鎖するのではなく、更生保護施設に適した場所であれば、その活用を図ることが検討されるべきと考える。

なお、今回の白書にも登場する埼玉県の実生保護施設清心寮は、浦和の官庁街に近く、その建設に際しては近隣の猛反対を受けたが、そのような反対住民を説得し、今ではそのような住民が施設の応援者となっている。これと同じように福島等の自立更生センターは、近隣住民が応援団となってきているのだろうか。私は、福島市民から、「福島には放射線ゴミや犯罪者などの迷惑なものが押しつけられている」という激しい言葉を一作年かけられた。そのような住民の意識は今もほとんど変わっていない。

(2) 更生保護施設にもっと予算と人を

以前にも指摘したとおり、保護費が安すぎる。更生保護施設に多様な役割を期待するのであれば、それに見合う予算をつける必要があるのに、その点を十分配慮せず、保護費の上乗せに見合わない業務量を強いているとしか思えない。平成29年3月の、第2回検討会でも指摘したとおり、職員体制を組み、対象者への指導等を行っている更生保護施設の委託費等は非常に低い。1人の委託事務費の基本が5023円(数十円は上がったようだ)というのは、あまりに現場を無視しているものだし、それに加算される一般

補導費の149円という金額を見ると悲しくなってくる。事業を拡大させたいのであれば、法務省からきちんと予算をつけるべきである。

もしも、施設に金を落とせないのであれば、法務省からの出向者（検察庁を含めてもよいだろう。判検交流で裁判官でもよいだろうし、法テラスの弁護士ということも考えられる）を更生保護施設の業務に従事させるなど、人を派遣するしくみを作ることも検討すべきだろう。現実にはそのような例もあるのだから、さらにそれを制度化することも大切ではないのか。

同様に、自立準備ホームへの委託事務費等の予算も貧しい。

委託費の増額、設備更新への国庫からの支援や犯罪をした人を預かる場合の保険制度の利用料負担（傷害保険の保険料支弁等が考えられる）など、更生保護施設が財政的にたちゆくような具体的支援策を考える必要があるだろう。

戦前は、仏教界など、宗教団体が更生保護事業を担う場合が多かった。戦後、政教分離のために更生保護法人を作った経緯があるとはいえ、非課税団体の宗教団体になぜこのような公益性の大きな、また、ある意味、犯罪をした人の魂に関わる、宗教的な動機も必要な場合のある仕事をやらせないのか不思議でならない。宗教法人が更生保護施設を持ってよいではないか。布教をしなければよいではないか。結局、更生保護法人の創設は、法務省の天下り先（給与が安いので天下りとはいえないとしても）を作るためのものだったのか、ともとらえられてしいかねないと考える。

- (3) なぜ住居の確保ができるようになったか —— 地域生活定着支援センター法定化を満期出所者への住居の確保については、地域生活定着支援センターの活動が非常に大きな役割を果たしている。にも関わらず、地域生活定着支援センターは法制化されず、予算も貧しいままである。なぜ、実績を上げ、大きな役割を果たしている事業を評価し、予算をつけないのか。

厚労省は「我がことまるごと」を合い言葉に、福祉の一元化を図るというのだが、精神障害者や犯罪をした人のように、社会から偏見を持たれ、差別され、排除される可能性の高い人に対しては、国や地方公共団体が積極的に関わらなければその人たちの地域への定着は図れない。法務省は、地域生活定着支援センターの法制化と予算の拡大について、厚労省に対して、強く働きかけるべきであるし、厚労省が動かないのであれば、再犯防止推進法を作った国会議員たちは、責任を持って、地域生活定着支援センター法を作り、入口・出口支援を含めた総合的な活動ができるような制度作りをするべきである。

- (4) 特別調整や任意調整を受けられるようにするためには

帰るべき場所のない出所者の中には、福祉を受けるべき障害のある人、高齢者も少なくないが、特別調整や任意調整を拒む場合もあると聞いている。裁判の段階から、福祉を念頭においた更生支援計画を立てることは、このような調整への動機付けをするためにも必要である。ある法務省職員や検察官が、「特別調整を受けることも検討する」と記載した更生支援計画を、「それは法務省がやることで、弁護人が福祉職と連携した業務で紹介することか」と酷評したことがあるが、自分の障害を受容できず、福祉への偏

見を持っている人に対しては、裁判の段階から「特別調整」「任意調整」というものがあり、そういうものに乗ることが恥ずかしくないこと、むしろ、それがその人のためになること等を説明することが必要不可欠なのである。福祉を受けるほうがいい状況にあるのにそれを受けない人は、人間関係で嫌な目にあうなど、人を信用しないし、ましてや国や自治体を信じていない。だからこそホームレスをしているという人もいる。そういう人に、裁判の最中に、福祉職や弁護人が信頼関係を作り、そのような制度の利点を説明することがどれだけ重要であるかについて、法務省・検察庁は認識すべきである。

(5) 退所後のフォローについて

白書等では、更生保護施設退所後のフォローは、更生保護施設が担うことが期待されているように読める。しかし、退所する者は、「いつでも相談に来てね」と言っても、相談していいことなのかどうかの判断がつかない、相談するのが恥ずかしい等という気持ちになり、おっくうになって孤立する、ということが十分あり得る。清水義恵委員が理事長を務める更生保護法人清心寮では、「ここを出た後も、掃除のお手伝いに来てくれますか」と声をかけ、些少でもお礼を出す、という試みをしているとのことである。長崎の更生保護施設雲仙・虹等では、退所者も含めた交流会を開いているそうである。どのように声をかければ「卒業生」が更生保護施設に来やすくなるのかを考え、「ここに来たい」と思える事業展開を考える必要がある。

そもそも、更生保護施設が「二度と行きたくない所」であれば、このような退所後の相談の受け皿にはなり得ない。施設が、職員からの指導の押しつけになるのではなく、施設利用者のニーズに応えるような施設運営をしなければ、「こんな所に来なければよかった。刑務所に居ればよかった」という感想を招きかねない。そのような施設は、フォローアップ事業を始めても、「卒業生」たちが集まらないだろう。更生保護施設での対象者への対応が適切であるのかどうか、対象者（収容者というべきではないだろうが、そう思っている施設も多いのかもしれない）の声を聞く、職員からの聴取をするなど、その適正について監査し（何年かに一度でよいのだ）、指導を行うことも必要ではないだろうか。

また、各地のサポートセンターが更生保護施設退所者への対応の役割を担い得るのかには不安が大きい。曲がりなりにも、親族の引き取り手がいる対象者ばかりを相手にしている保護司が、そうでない者の相談に乗れるだけのノウハウや知識を十分に持たないという問題がある。対応をさせるのであれば、保護司のスキルアップが必要だ。

また、保護司に、知識や能力があるとすれば、相談に来た者への同行支援等の木目細かな対応が必要となるわけだが、そうすると、その活動は、サポートセンターの留守番代（とっては失礼かもしれないが、サポートセンターの当番には2000円が支給される）2000円では到底まかなえない負担となるだろう。支援への実費支弁等は不可欠となろうが、その金額では到底活動を支えるには足りないだろう。

更生保護施設や保護司に丸投げをするような施策ではなく、例えば、国が無料の全国统一番号の相談電話を設ける（この点については後述）などして、保護局（保護局が現場のニーズを知ることも必要ではないのか）、保護観察所が対応する体制を作る必要があるのではないか。

(6) 「寄り添い弁護士」や更生支援計画に関わった福祉職の活用を

兵庫県弁護士会、愛知県弁護士会は、弁護士が、不起訴処分や略式命令後といった処分後、判決後の支援をする費用を弁護士会の予算の中から補助している。福祉事務所への同行支援、特別調整や任意調整に際しての手伝い、多重債務などの法律相談等、様々な支援がされている。愛知県弁護士会は、再犯防止推進計画の愛知県のモデル事業として、愛知県内の刑事施設への入所、退所への支援を実施したところ、名古屋矯正管区からは、このような事業をモデル事業終了後も続けて欲しいといわれたという。検察官と違い、弁護士会は、地域の中で活動している。弁護士が関わることで、別な施設や専門職等との連携を生み出し得るのであり、このような活動に対して、国費の投入を考えるべきである。弁護人としての活動ではないため、法テラスの国選弁護活動の枠組みでは収まらないので、全く別の制度として予算や依頼のしくみ等の設計を考える必要がある。その際、大阪、東京等では、更生支援計画を福祉専門職が作る活動がされており、福祉専門職や地域の福祉団体等の協力体制が作られている。このような福祉専門職の処分後の「寄り添い」活動に対する支弁も考えられる必要があり、この計画の中に位置づけ、予算の支弁をすべきである。

なお、名古屋弁護士会のこの活動についての報告書を資料として添付する。

(7) 家族支援を

家族は、犯罪をした人が更生するための極めて重要な資源である。

地方更生保護委員会は、家族が引き取りを了解すれば、比較的簡単に仮釈放を認めている。しかし、犯罪をした人の家族は、示談などの金銭の支弁や周囲からの白眼視等で疲弊している場合も多い。そのような家族の悩みを聞き、支えることがなければ、家族のもとに犯罪をした人を帰すことは、「共倒れ」を招く。保護観察所が、家族支援プログラムを作ることも検討すべきではないかと思われるし、この点については、山形県弁護士会が家族支援の委員会を立ち上げるなどしており、それに習うべきこと、1年目の課題でも指摘したとおりである。これも何度でも書かないといけない問題なのかもしれない。

4 高齢・障害のある者への支援の問題

(1) 入口支援は検察官によって担うべきものなのか

以前からこの会議で指摘してきているが、検察庁を入口支援の主体となるモデルには問題がある。それは①検察官が不起訴とする者を対象としているため、再犯をした者が対象からこぼれることが多いこと ②検察官に不起訴権限があることを被疑者が理解している場合、福祉を受けることで不起訴を得ようとする強い動機付けが働き、契約による福祉ではなく措置としての福祉に逆戻りする危険があること ③検察官や検察庁の社会福祉士がフォローアップを行うことができない、あるいは困難であること からである。

また、入口支援は、検察官が起訴をしたが執行猶予となる場合でも、刑務所入所を避けるという意味での入口支援なのであって、裁判段階を考えていない幅の狭いものである。

り、結局、法務省ないし検察庁の権限強化、予算拡大のための計画であるとの批判すら可能である。この点は、裁判段階も含めての入口支援として計画中に取り込み、現在行われている、弁護人の提出する更生支援計画作成費用の問題や矯正・保護への引継ぎの問題への十分な支援を行い、さらには、将来的な、判決前調査のあり方等を含めての広い議論が必要である。なお、検察官によっては、「刑が軽くなる」ことに対する抵抗もあるのか、弁護人の更生支援計画作成に対して極めて非協力的、かつ感情的な対応を示す者もある。検察官は公益の代表者なのに、単に被告人・弁護人と対立する当事者という自覚しかないのではないか、福祉連携による更生支援は再犯防止のために極めて有用であるという認識が足りないのではないかと思えるときがあり、検察官に対する教育のあり方についても検討する必要があるだろう。

(2) 保護観察所の特別支援ユニットの限界と課題

保護観察所は、特別支援に際して、更生保護施設を使うなどの更生緊急保護の文脈での活動が中心であって、福祉への架橋がされた場合のフォローアップ等を行っているわけでもない（満期出所者で福祉につないだ者のフォローアップは地域生活定着支援センターの業務である）し、更生緊急保護の対象となった者の福祉施設への架橋や就労支援等を積極的に行っているとまではいえない。保護観察所に所属する医療観察法の社会福祉調整官が、福祉的な資源に関する相当の知識等は有しているものの、治療ができないというより、社会資源へのアクセスができないことにより、現実に医療観察法対象者の入院が長引き、社会復帰の困難が生じていることはつとに指摘されている。保護観察官の社会資源へのアクセス能力には疑問がある。

保護観察所の中に、地域の福祉に対する知見や福祉関係者、地域団体等とのネットワークを構築する必要があるが、保護観察官が地域の福祉事務所や地域包括センター、地域の福祉協議会等と懇談し、情報交換を十分にしているとはいえない。「特別支援ユニット」を構築しようとする以上は、そのようなネットワークを作ることは不可欠である。

なお、弁護人が福祉職に依頼して作成する更生支援計画の場合、福祉職が職務で築いてきたネットワークが非常に役立っている。保護観察所が何もかも抱え込むのではなく、個別ケースのそのようなネットワークに保護観察官、保護司が入っていき、保護観察所の知見・経験を深めることが必要ではないか。

(3) 地域生活定着支援センターの権限・予算の拡大を

上記 2(3)で指摘したとおり、特別調整がこれだけの件数できたのは地域生活定着支援センターの存在による。センターの法定化や予算の拡大が必要であり、再犯防止推進計画を立法した議員たちは、議員立法をしてでも、その実現を図るべきである。

また、帰住先調整について、現在、最もノウハウを持っているのは各地の地域生活定着支援センターである（センターによりケース数が異なるし、活動の質に差があるともいわれているにせよ）。センターの活動領域を広げ、入口支援にも積極的に関わっていただくべきである。現に、地域によってはそのような業務を実施しているところもある。

調整後のフォローアップは極めて重要で、地域生活定着支援センターの業務には、このフォローアップが入っているところが非常によいところである。ただ、フォローアップ

プの件数は累積していくので、予算の強化等がその点でも必要になってくるものと考え
る。

(4) 裁判段階からの特別調整への誘導を

上記 2(4)で指摘したとおり、弁護人や協働している福祉職から、特別調整について言
及しておくことには大きな効果があるはずである。また、受刑者の福祉的ニーズの把握
は、受刑の前から調査すべきことがらなのであり、「入口支援」は、刑務所に入れない
支援というのみか、刑務所の入口での支援という意味も持たせるべきである。上記(1)で
記載したとおり、判決前調査制度の導入により、受刑する前に、被告人の資質の鑑別を
行うことは可能であるし、望ましいことと考える。そのような鑑別をすれば、刑法を改正し、判決として、刑に代替する治療や教育等を言い渡すことも考えていくべき
ことになるだろう。

(5) 支援が必要な人に対する「更生支援計画」の引継ぎについて

東京、大阪において、弁護人と福祉職の協働で作成された「更生支援計画」が、一審
を東京地裁、大阪地裁とその管内の簡裁を一審とする事件について、実刑の場合は、東
京拘置所、大阪拘置所に、保護観察付執行猶予の場合には東京保護観察所、大阪保護観
察所にそれぞれ引き継ぐ試行が実施されている。処遇意見書よりも詳しい障害や事件の
バックグラウンド等がわかること、帰住先調整に役立つこと等から、刑務所からは、引
継ぎに対して好意的な意見も出されているという。この試行をさらに全国に広げ、更生
支援計画を引き継ぐことが検討されるべきである。

しかし、現在、絶対的な引き継がれる件数の少なさが問題になっている。

そもそも、更生支援計画の作成件数が伸びない。その原因の一つには、弁護人にとっ
て、国選弁護で受任した場合、その費用が公的に支弁されない（東京、大阪では弁護士
会が原則5万円の負担をしている）こと、手間をかけて弁護をしているのにそれが評価
されず、通常の事件と同じ報酬しか得られないことがあるだろう。現在、法テラスと日
弁連が協議をしているが、国選弁護の総予算自体が貧しく、しかもこれを増やすことが
極めて困難という状況の中で暗礁に乗り上げかけている。福祉職側も、原則5万円とい
う費用では、到底たちゆかない困難な事件も存しており、費用問題は大きな課題である。

また、矯正への計画の引継ぎ件数の少なさが問題となっているが、そこには様々な問
題が存する。

ア 早期釈放のインセンティブを

被疑者・被告人は、不起訴、執行猶予等によって早期の釈放を受けることを望んで
更生支援計画の策定を受け入れる場合がある。このような考えの被告人は、実刑判決
になるのであれば、その計画に従う動機付けはなくなり、それを引き継ぐことを承諾
しないということが起こり得る。

実刑になる場合でも、とくに短期実刑の場合は、更生支援計画を裁判段階で立てて
おくことが社会復帰上望ましい。ここで、公判段階での支援の場合、判決期日が決ま
っているので、その日の施設の空き等を確認のうえ、直ちに手続きが可能であるところ、
実刑の場合には「いつ出てくるのか」が一義的に明確にならない。満期出所なら

ば明確であるが、仮釈放だとそうはいかない。

「更生支援計画があっても仮釈放はつかない」ということなら、計画に従う動機付けができず、親族を帰住先として届け出る、計画では考えられていなかった更生保護施設への帰住を希望することも起こりかねない。仮釈放の場合には、釈放日が予めわからない。他の受刑者から嫌がらせを受けることを防止する、受刑者本人が生活態度に緩みが生じないようにする等のために、本人にぎりぎりになって出所日が伝えられ、本人を通じて支援者に対して連絡があるため、釈放日がわかるのは、せいぜい長くて1週間前、短いと前日である。そうすると、計画策定段階で支援を約していた施設が部屋を空けるべく調整できない、住民登録や障害認定等のために公的機関等への出頭の必要があるのに、出所日に手続きの同行支援ができる人の手配がつかない、出所の際、迎えに出むけないといった問題が生じる。出所日を、余裕をもって明示（支援者にだけでも）した仮釈放の運用があれば、支援が円滑に進むし、対象者が計画に従う動機付けにもなる。

また、福祉施設への急な入所が無理なので更生保護施設に一時預かりをお願いするのであれば、計画を共有しなければ、更生保護施設が一般就労の支援を進めてしまうなど、支援に齟齬が出るおそれがあり、更生保護施設とも更生支援計画についての情報共有を図る必要がある。このような連絡調整が制度化される必要がある。

イ 刑事施設入所中の福祉職等の面会・通信を！

計画を実行にうつすには、刑務所にいる本人の意向を確認する必要があるし、障害が重くなる等の事情の変更が起こった場合には計画変更が必要となることもある。しかし、更生支援計画を作成した社会福祉士に対して面会を拒む刑務所もあるという。会えれば、計画への説明や必要に応じての修正もできるし、場合によっては、特別調整に乗せうえでの再調整という方法を本人に提案・説明して、調整を容易にできる（なお、手紙を書いて渡すなど、「特別調整」という「言葉」を覚えておいてもらう方が必要な場合が多いと思われる）。おそらく、面会を拒まれたのは、処遇困難者を多く抱えた刑務所であると思われるが、そういう施設に収容された者ほど、社会復帰への支援の手を必要としている。弁護士からの更生支援計画書の送付や検察官の処遇意見書への添付など、更生支援計画引継ぎのための手段を広げ、社会福祉士等との判決後の連絡をとれる体制をとっていくことが大切であろうと思われる。

ウ 判決後支援の金銭的支援を

更生支援計画書の引継ぎ等の弁護士の判決後支援の件数が伸びないのは、判決後の引継ぎのための諸活動が、ただ働きであるどころか、交通費、通信費等の費用支弁などが必要な赤字事業であることも大きな原因であると思われる。そもそも、判決が出た後は、弁護士は弁護士の身分を失う。弁護士の身分を失った後の活動への支援制度を全国的に作る必要がある。もちろん、福祉職に対する処分・判決後の活動の支援体制の構築も急務だ。「いい人」の善意に頼っていると、活動をする人が増えないし、その「いい人」が疲弊してしまい、支援者の座から脱落してしまうおそれがある。

5 薬物依存を有する者への対策について

(1) 裁判で誓ったことを守らせるべき

裁判のときは、治療を受ける、ダルク等に入所する等と供述し、一部執行猶予の判決を得ると、親族のもとに帰住するとして仮釈放を得て、当初約束していた病院やダルクには見向きもしないという者がいる。病院等が非常に迷惑を被っている。しかも、「親族のもとに帰ると申請したほうが仮釈放がつきやすい」という情報が広まっていて、受刑するや、受刑者仲間からの情報で翻意する者もある。私の弁護した者で、受刑が始まるや、そう言い出した者がいたし、他の弁護士もそのような経験がある。

裁判で特定の病院や施設に入所すると言った以上、責任をもってこれを履行させるべきで、地方更生保護委員会が安易に、親族のもとに帰るということで仮釈放を認めることには問題がある。裁判以前に、病院や施設とは約束ができており、口頭であっても契約である以上、それを守らすようにすることは重要である。検察官が、処遇意見書に、裁判で述べた病院、施設を明記し、そこに行く前提での仮釈放を図るべきではないか。なぜなら、釈放されて自宅に帰れば、とくに入院や入所等の動機は薄れるのだから、出所とともに入院や入所ができるような体制を取ることが望ましいのである。そのように、治療等に結びつけば、地域の自助グループのミーティング等にとさらにつないでいくことは、保護観察所のプログラムよりも容易である。

(2) 保護観察所のプログラムからさらなるプログラムへの架橋の困難

薬物事犯の家族の中には、警察から「ダルクは前科者がやっている」「ダルクに入っても直らない」等と言われ、対象者が、当事者の自助グループへの参加することに対して拒否的な者がいる。保護観察所のプログラムは無料であり、役所の提供するプログラムだから、ということで家族は安心し、それ以上のことをやろうとしないことが多い。

都道府県の子精神保健福祉センターは、充実したプログラムを提供しているとはいえ、そこまで通う費用を誰かが出してくれるわけではないし、通うための時間がかかる。アクセスが困難な場所に、いくらよいプログラムがあっても、それは画餅になりかねない。もちろん、近所での目を気にして、遠い場所でのプログラム参加を望む者もいることは否定しないが、地域のアクセスしやすい場所に、気軽に入出入りできる場所が必要であり、地域の保健所程度に近い場所でのプログラム提供が考えられる必要があるし、地域の偏見を避けるために、「薬物依存プログラム」等と銘打った会場設営をしない等、集まりやすい工夫もしなければならない。保護観察においては、対象者に就労を積極的に勧めているのだから、勤務時間を削ってまで通うことには様々な困難が伴う。土日や夜などの、通い安い時間のプログラムの提供も考えられる必要がある（NA は、夜間や土日のミーティングもある）が、サポートセンターは公的施設内にあることが多く、土日は使えない場合もあるなど、場所の確保には非常に大きな問題がある。

(3) 家族の啓発、相談の受付を

薬物依存者の多くは（上記のような仮釈放のつきやすさなども考えて）親族のもとに帰る。親族が、イネイブラー（薬物依存者の尻拭いをするなどして、薬物依存から立ち直る動機付けを失わしめるなど、依存を続けさせる存在）である場合も多く、親族に対する情報提供や親族の悩みの解消も必要である。

精神保健センターでは家族へのプログラムも提供している。家族に対して、保護司が帰住先を調整する際に、同センターの作成した啓発のパンフレットを渡すことは今でも可能な支援方法である。そして、アクセスしやすい場所に家族の相談場所を作る等の対応が必要である。既存の家族会の存在を紹介することや、そのアクセスが困難な地域では家族会を作ることへの支援も必要ではないか。

6 満期釈放者対策 について

(1) 満期釈放者対策としての地域生活定着支援センター

この論考の中でも何度でも繰り返すが、地域生活定着支援センターの法定化と予算拡大がこの問題の解決のためには必要不可欠である。

(2) 更生保護施設の充実を

これも繰り返しになるが、更生保護施設、自立準備ホームの床数の増加、手をかけた指導ができるための予算措置が必要である。

また、更生保護施設自身も（職員の手がないので難しいかもしれないが）、地域の理解を深めることができれば、近隣の商店街等の協力を得て、食料や使用する物品の提供を（安価に）受けることなど、費用を抑えることができるはずである。また、施設内で、未だ就労に至らない者への軽作業の機会を提供し、製作した物を販売すること等も考えられてもよいのではないか。更生保護施設の多くは、昼間は利用者が就労しているので、部屋が開いており、それを地域に開放している場合もあるが、それよりも、行き場のない満期釈放者のために利用したほうがよいのではないか。就労 A 型の福祉施設のように、更生保護施設に通う、体を動かすといった就労に向けた SST、リハビリテーションの機会や場を提供することは不可能ではないと考える。

(3) フォローアップのアクセスをよくする

法務省は、満期出所者へのフォローアップを更生緊急保護で行う場合、保護観察所までカードを持って出向くことのアクセスの悪さを認識すべきである。とくに東京保護観察所は、霞ヶ関の官庁街にあり、セキュリティも厳しいビルの中にある。そのような場所にカードを持って出頭できる勇気がある者は犯罪者にならない、というのは言い過ぎかもしれないが、それに近い事態が生じている。保護観察所まで出むかなければならないというアクセスの悪さを改善する必要がある。私は、1 年目の課題についてまとめたとき（法務省 HP <http://www.moj.go.jp/content/001285847.pdf>）に、平成 26 年総務省「刑務所出所者の社会復帰支援対策に関する行政評価・観察」の指摘している、出所者に対する、全国共通の相談電話番号を導入することを記載した（上記 2 (5)にも記載した）が、未だに全くそのような検討がされていないことは遺憾であり、何のために行政監察があるのか腹が立ってくる。

府中刑務所近くのコンビニでは、保護カードが捨てられていることがよくあるという。それが必要だと思えなければ、そうやって捨てられてしまう。満期出所者に対して、更生緊急保護について十分説明した上で、全員に保護カードを配布することを考えるべきではないか。

また、福祉についての学習を刑務所内で行っても、刑務所は、教材を刑務所外に持ち出すことを許していないと聞いている。能力に問題があるから学習を受けている者にとって、学習したことを記憶に定着させることは容易ではなく、教材というよすががなければ、福祉の援助を求めに行くことを期待できない。教材を持ち出して情報を与えることのベネフィットのほうが、「教材を持っていることで刑務所にいたことがばれてしまう（そもそも、祖刑務所のテキストだと誰がわかるのか）」等のリスクよりも大きいと考えるべきである。

様々な支援に対する情報（福祉事務所等の行政窓口だけでなく、フードバンク、炊き出し等の情報も有用だろう）を、満期出所者全員に渡すこと等を1年目の課題として私は提案したが、全く顧みられた様子がない。誰も喜ばないと言い過ぎかもしれないが、ホゴちゃんの団扇を国民に配布するよりも、そのようなパンフレットを受刑者に配布するほうがよほど「再犯防止」の効果が高いだろう。保護局には是非ご検討いただきたい。

(4) 土日祝日の出所をどうにかして欲しい

満期出所者に、更生緊急保護や福祉を得ることを教えておいたとしても、出所日が土日、祝日であると、役所は開いていない。そのような日の釈放を避けるための仮釈放の柔軟な運用や刑の執行停止処分の活用等を考える必要がある。休日出所を避けてもらえば、福祉施設の人や福祉へのコーディネートをした福祉職、弁護士等が業務として迎えに行くこともできるし、迎えにいった足で、保護観察所や基礎自治体への出頭などをすることが可能になる。これも1年目の課題として私は指摘している。

(5) 暴力団等に対する対策

満期釈放者の中には、暴力団など犯罪組織に関わっている者が少なくない。最近、暴対法等によって、暴力団の力が弱まっており、暴力団員には、行き場のない障害者であり、「暴力団の人だけが優しくしてくれた」という気持ちから（実際は優しいのではなく、利用しているだけというほうが多いだろうが）暴力団に入ったという者も少なくない。このような者に対しては、それ以外の選択がより望ましいことがわかるように、説明し、コミュニケーションを取ることが重要である。入口支援の段階で、弁護士等との信頼関係を築くことがベストである。なお、暴力団お抱えの弁護士が暴力団に残るための活動をしているものとの区別がつかないと困る。私選で暴力団事件の受任をするだけでなく、接見の際に組織との連絡をしている疑いがある弁護士の名前を警察、検察庁は把握しているはずであり、そのような者をリストアップして弁護士会との協議を行う（→誤解を解く機会を与えることも考えられる必要がある）、刑務所への情報提供を行う（→結果、それ以外の弁護士の面会が容易になる）というような対応も考えられるべきではないか。

(6) 「寄り添い弁護士」や福祉専門職との連携を

上記のとおり、処分・判決後の弁護士や福祉専門職の関与により、環境調整等が円滑に進み、帰住先調整だけではなく、福祉などの手続きを行うことや法的問題の整理など

を行うことが可能となる。このような活動を国が支える必要がある。

7 民間協力者の活動促進

(1) なぜ民間協力者が増えないか

私は、平成 28 年度第 5 回検討会で、地域の崩壊等で、保護司を提供する基盤がなくなっていることを指摘した (<http://www.moj.go.jp/content/001228722.pdf>)。それだけでなく、最近とみに、保護司や周囲の人たちから、「なぜ犯罪者の味方をしないといけないのか」という声を聞くのである。被害者の感情への配慮は必要だが、今、報道等はその一色に塗りつぶされ、法務省の政策も厳罰化にまっしぐらである。このような状態で、犯罪をした人に共感する人がどうして生まれてくるのか。「泥棒にも三分の理」ということわざがあるが、以前は、犯罪をした人にも様々な事情があることが報道されたし、死刑廃止は刑事政策学の通説だった（今も通説かもしれないが）。今、死刑廃止と言った途端に、「おまえは左翼か（なぜその人が反対するのかという理由を聞かずに、死刑反対をイデオロギーの問題と決めつける）」「おまえの家族を殺してやる」等の感情的な言葉が投げかけられる時代になった。このような時代に、あえて犯罪をした人によりそうという、火中の栗を拾う人はいないだろう。

犯罪をした人も「普通の人」であり、その人にそれ相応の環境が与えられればそうはならなかった、という視点は大切である。また、昔の人が犯罪をした人を、「悪いものに憑かれた」「たたりだ」「虫がわいた」等と表現することがあったのは、罪を憎んで人を憎まないためのよき装置であったのかもしれない、どうすれば「罪を憎んで人を憎まない」国民感情を醸成できるのかを考える必要がある。

私は、上記第 5 回検討会で、現実に立ち直れた人の紹介を、ということを記載したが、立派に立ち直れた人から、自分の立ち直りについて語っていただき、そこに保護司が深く関わっていること等を紹介することによって（保護司の側から「対象者がこんなふうには立ち直ったんですよ」「私はこんなに頑張りました」と言うことはできないではないか）、そのような活動の重要性や意義が国民の共通認識になり、保護司になろうという人、そうでなくても、保護司に協力しようという人が出てくるものと考えます。

また、これは上記検討会での指摘等でも、1 年目の課題でも言っていることなのだが、保護司に対する金銭的な支弁が少なすぎる。熱心な保護司が、帰住先調整において、刑務所・少年院まで対象者の面会に行くことがあるが、鉄道、バス（遠方だと飛行機も）といった公共交通機関の交通費は出ても、タクシー代は出ないのである。刑務所、少年院はそれらの駅、空港から遠方にあり、タクシーを使うか、自ら車を運転して出向くしかないが、タクシー代やレンタカー代、マイカーで行った場合のガソリン代は支弁されない。このようなけちくさいことをしながら、法務省は保護司会の活動を活性化させろといい、保護司は、保護司会への会費を数千～1 万数千円取り上げられている。無償のボランティアではなく、赤字のボランティアを誰がやりたいか。また、保護観察終了後に、地域でのフォローアップを担っている保護司はたくさんいるのに、そのような活動への支弁が全くされていないし、今回の計画にもそれが形となって記載されていない。保護司への予算をきちんとつけるべきである。しかもそれはたいした金額ではない。ホゴちゃんの団扇などの社会を明るくする運動の効果の少なさを考えれば、個別ケースへ

の支弁に振り返るべきである。

(2) 国も金を出す努力を

クラウドファンディングの成功事例が出てきているのはよいことである。私も、検討会でクラウドファンディングを勧めている（1年目の課題等）立場ではある。さはさりながら、「国からお金が出る」ということで民間協力者の志気が向上することを法務省には忘れないでいただきたい。

また、更生に関わっている団体の集金が容易になるよう、社会福祉法人、更生保護法人、認定NPO法人と同様、寄付を非課税化できるよう、財務省に働きかけて欲しい。また、更生保護施設のように、固定資産税の免除など、税制上の優遇措置がとられるべきである。本当に一生懸命やっている団体が、それらの寄付控除の対象団体ではないということであると、寄付金を集めるにも一苦労なのである。

(3) 効果のある啓発を

ある保護司から聞いた話である。都内のある地域の保護司会等が、社会を明るくする運動について検討し、①7月1日という時期は、今は非常に暑いし、早朝にビラをまいても受け取ってくれる人がいないので、時期をずらすか、ビラをまく時間を昼間の人が余裕を持って歩いている時間にすべきだ（その地区では、人がたくさんいるということで通勤時刻にビラをまいていたようである）②2020年はオリンピックイヤーであり、東京都内では、交通規制等の様々なオリンピックに伴う規制がされる所、この時期に啓発活動を行うことに効果があるのか、むしろやめるべきではないか 等との意見が出されたとのことだが、東京保護観察所にはこのような意見をスルーされそうなのだそうだ。保護観察所は、「社会を明るくする運動」の各地の活動について、「こうしなければいけない」「今までこうだった」ということを言い過ぎるべきではないし、むしろ、保護司会や更生保護助成会の古老にそのように言わせないようにしていただけないか。

「社会を明るくする運動」は、過去には、啓発のために重要で有効だったかもしれない。しかし、現在、ビラをまいて人にもものを周知してもらおうというコミュニケーション手段が有効とは思えない。確かに、団扇やちり紙ならもらってくれるかもしれないが、そこに書ける内容は限られているし、多くの方は、ポスターやそれらの物品に書かれた内容など見はしないだろう。ポスターや団扇等の予算が取りやすい啓発活動から、もっと、実のある啓発活動への転換を図るべきである。むしろ、保護司などの民間協力者の声を、法務省の Facebook や Twitter で発信して、アクセスしてもらえるようにする（今あまりアクセス数は多くないと思われる）こと、それこそ、テレビ局（ネットテレビでもいいと思うし、YouTubeなどの動画サイトという方法もあり得る）に働きかけ、その時期に、犯罪からの立ち直りをした人やそれを支える人のドラマやドキュメンタリー、講演会など放映してもらおうほうが、啓発効果は高いはずであるし、政府広告を流す（acのコマーシャルはセンスがないという問題はあるが）ほうが、ちり紙を配るよりも見てくれる人が多いはずである。少なくとも、「社会を明るくする運動」について、保護司や更生保護助成会、BBSのメンバーが、暑さで倒れそうな時期にするのが妥当な運動なのかどうか、一度考えて欲しいのである。

今回、保護局が、ラインスタンプや動画配信への予算を取ったとのことであり、むしろそのようなネット媒体による広報へのシフトが望ましいと思われる。皆が欲しいと思うようなスタンプ、皆が見たいと思うような動画をデザインして欲しい。

(4) 法務省傘下の民間協力者だけが協力者なのではない

どうしても法務省が計画等を作ると、法務省傘下の保護司や更生保護女性会（なお、この時代に「女性会」はどうかと思う、女性保護司も増えているのに、と以前指摘した）に目が向きがちである。例えば、弁護士は法曹であり、国選弁護人は国の機関として行っているという面もあるのだから、弁護士の活動についてもこの計画の中できちんとした位置づけや評価を行うべきである。計画に書かれないということは、そのような活動を評価していないと等価にみられてしまい、志気の低下や法務省との軋轢すら生みかねない。

(5) 医療、心理職とも連携を

心身に疾病を有する者については、医療との連携が不可欠である。犯罪をした人が、刑務所で精神状態に問題がある場合に、本人の病識がない等の場合には、本人同意のもとでの入院をさせることが困難である。このような場合に精神疾患の場合には、措置入院を活用することも考えられるが、都道府県によって受け入れに対する考え方はかなり違いがあるようである。このような者が円滑に治療と結びつけられるような体制の整備が必要であるが、疾患があつて作業をしていない者は仮釈放がつきづらく、満期出所に際しても任意調整が困難となることも多い。このような者を受け入れることができる、専門性の高い更生保護施設（のような中間施設）が必要であり、医療機関とも連携した対応が必要と考える。

また、女性の受刑者について摂食障害等の心理的問題を有している者が多いことはつとに指摘されているところで、出所後のカウンセリング体制の整備等が急務である。例えば、心理資格を取得するための実務経験を積ませるために、資格取得を目指している人たちの無料でのカウンセリングの機会（もちろんスーパーバイズする人が不可欠だが）を作るなど、大学や心理資格の認定団体等との連携をすることも考えられるのではないか。

8 地方自治体との連携について

地方自治体との連携は必要であるが、地方自治体がその必要性を感じるような啓発を法務省が行えているのかどうか、もう一度考えて欲しい。都道府県で策定をしていない地域には、自立促進センターの設置をめぐり、県を上げての反対が起きた福島県や茨城県も入っている。このような地域に、再犯防止計画への反発はないのか。また、福岡県は、策定こそしていないが、就労支援等に関して先進地域であり、保護観察所や家庭裁判所等を含めた公的機関と自治体、民間団体との連携ができており、国の計画よりも先を行っているのであり、「計画を立てる」メリットを感じていない可能性もあるかもしれない。計画を立てたか、立てなかったかではなく、その地域が何をしているのかをもっと丁寧にみて、地方での連携がどのようになされているのかを具体的に検討し、紹介するのが国の義務だ

と考える。

自治体との連携で欠かせないのは、福祉の窓口等であり、最も身近な官庁である基礎自治体との連携である。未だに、犯罪をした人に対して、基礎自治体が住民登録や福祉の受給を拒む事例は存在し、各自治体への啓発、情報発信は必要不可欠であり、総務省や厚生省からも、そのようなことがないように働きかけを強めて欲しいし、法務省は、自治体の協力で立ち直りができることを具体的に示していく必要がある。それは統計ではなく、血の通った、人の活動を紹介することではないかと思う。

9 刑務所の改革を

刑務所内で、様々なプログラムが実施され、社会福祉士の配置により任意調整等のきめが細くなってきたこと等、評価できる面もある。

しかしながら、刑務所の生活が社会の生活とかけ離れていることはまだ変わらない。大きな声でかけ声をかけ、指まで伸ばして分列行進をし、非常に細かな規則に従った生活をする。知的障害、発達障害がある人が、このような生活に過剰適応し、社会に帰ったときに普通の生活ができなくなっているという面もある。傍聴していた事件で、裁判の際、直立不動で大声で氏名を名乗り、深々と礼をする、刑務所スタイルの行動を取っている被告人がいた。求職活動等であるような行動をとったただの不審者である。また、規則どおりに生活して自習性を養わないから、目覚まし時計をかけて朝起きるという習慣がないので、刑務所から出た途端に生活が乱れてしまう。一斉にチャイムをならすのではなく、各室で目覚まし時計で時間管理をするなど、少しでも自主性を涵養する方法を考えるべきである。

さらに、刑務所で、福祉 B 型の作業所並みに、月数万円の報奨金が渡せれば、被害の支弁や出所後の生活費の積み立てなどもできるはずである（もちろん、給与としての適正額が出せればベストであるが）。金銭管理等も含めた社会スキルをきちんと身につけさせることが重要であり、そのためには金銭を所持し（刑務所の金庫で管理するのでよいと思うが）、計画的に使う生活をさせることが大切である。官品で済ませれば 1 円も使わないで済むが、金の使い方から覚えなれないといけない者もいるのである。

被収容者は減ってきたとはいえ、刑務所職員の業務は非常に過酷であり、労働環境を改善することは不可欠で、そのことは、受刑者への対応の余裕にもつながってくるものである。

10 刑法の全面改正を含めた大議論を

少年法の改正についての議論を見ていると、18 才、19 才の人たちをどうするかという、ちまちました検討しかされていない。そもそも、うまくいっている少年法を改正する立法事実がどこにあるのか、と思う。また、自動車事故の問題にしても、性犯罪の問題についても、安易な重罰化が図られているだけで、どうすればそれを防げるのか、処遇のあり方をどうするのか、被害者の刑事裁判以外での救済をどうすればいいのか等は十分検討がされていない。国は、被害者基本法こそ作ったが、被害者給付のような金のかかることはしたくないのではないかと感じてしまう。万引きを繰り返せば常習累犯窃盗として刑務所に送られるという、重すぎる財産罪についての検討は全く忘れられている。この問題が無く

なれば、刑務所の負担は大幅に軽減される。さらに、裁判員裁判制度が始まり、「殺人」という構成要件も、犯罪類型毎に構成要件を定め、それぞれの量刑幅に合わせた法定刑を定めるといった工夫も必要なのかもしれない。

令和の時代を迎え、刑法の条文の構成、刑罰のあり方（例えば、治療等を刑罰に代替する判決や社会奉仕命令等）や判決前調査などを含めた刑事裁判のあり方について全面的に検討、改革していくことが必要なのではないか。

以 上